

山形県における

熱中症による労働災害発生状況

職場における熱中症による労働災害の概要（山形県）

山形県における熱中症による休業4日以上死傷者数は、増減を繰り返しながら、近年は増加傾向が認められる状況にあります。

令和6年の死傷者数は9人（6月・1人、7月・2人、8月・2人、9月・4人）と、前年より15人の大幅な減少となったものの、7月に熱中症による死亡災害が1件発生しました。



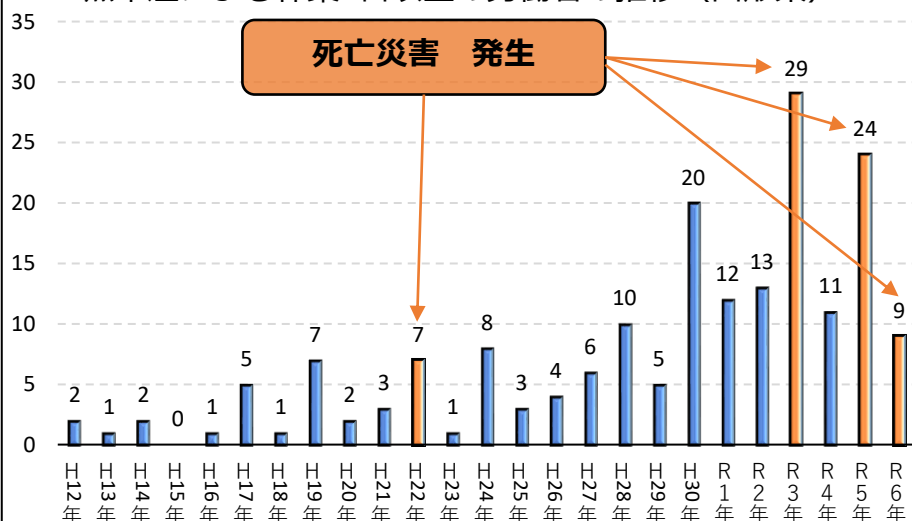
「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」

「職場における熱中症予防基本対策要綱」の徹底を！

・令和6年は9人と令和5年と比較して大幅な減少となったものの、長期的には増加傾向を示しています。

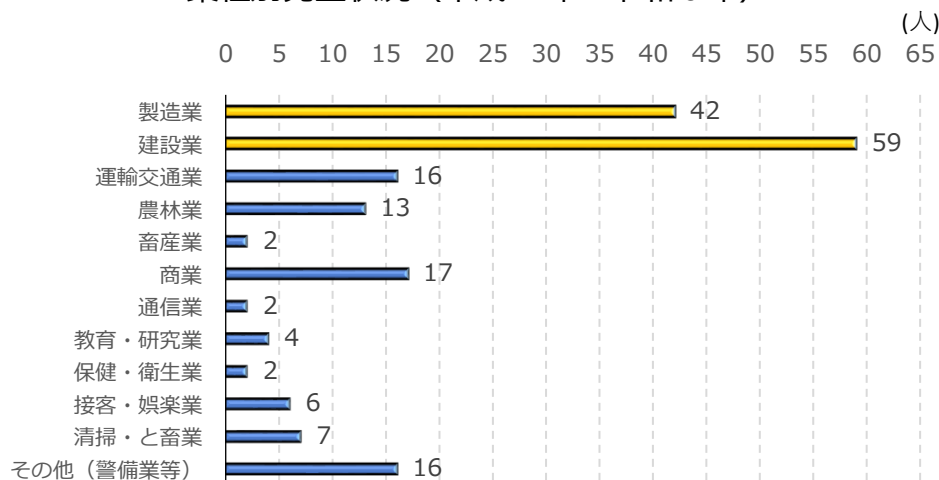
令和6年は運送業（屋外）において、死亡災害が発生しています。

（人） 熱中症による休業4日以上労働者の推移（山形県）

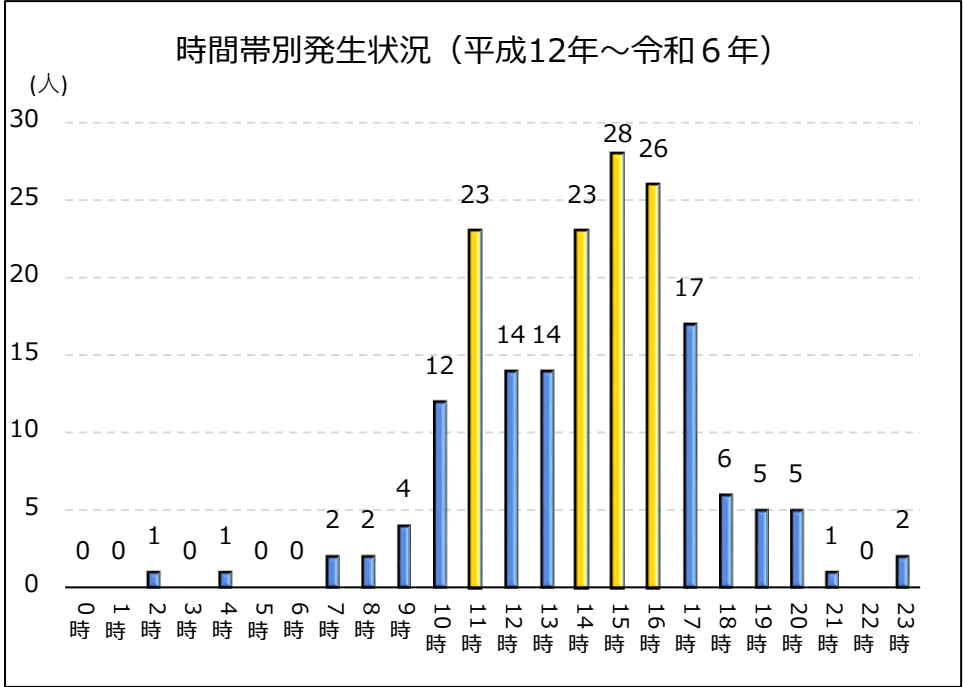


・建設業と製造業の発生が目立っているものの、他の業種でも発生しており、屋外・屋内の区別なく、W B G T 値（暑さ指数）の把握等に基づく各種対策の徹底が必要です。

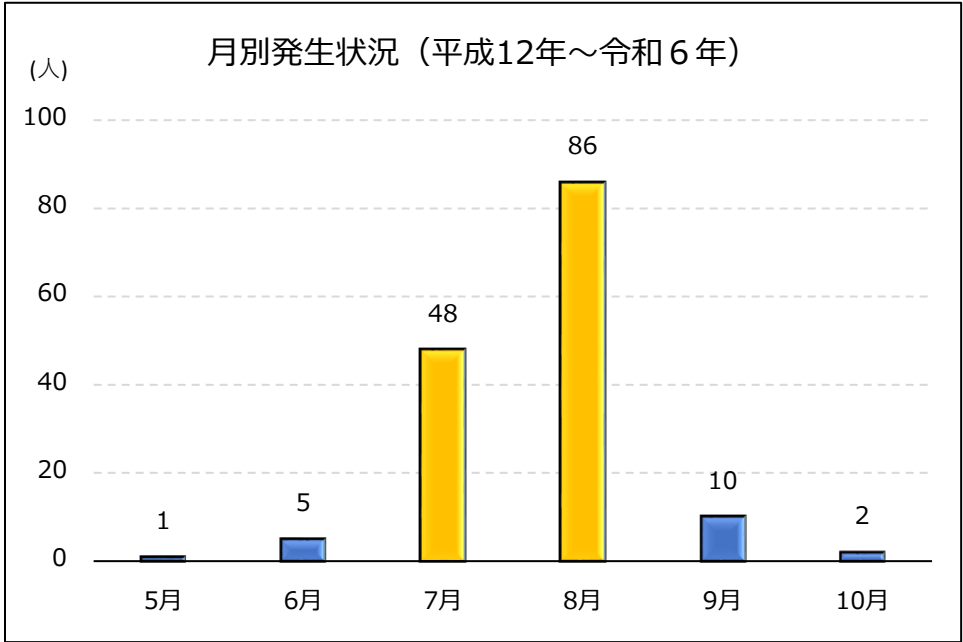
業種別発生状況（平成12年～令和6年）



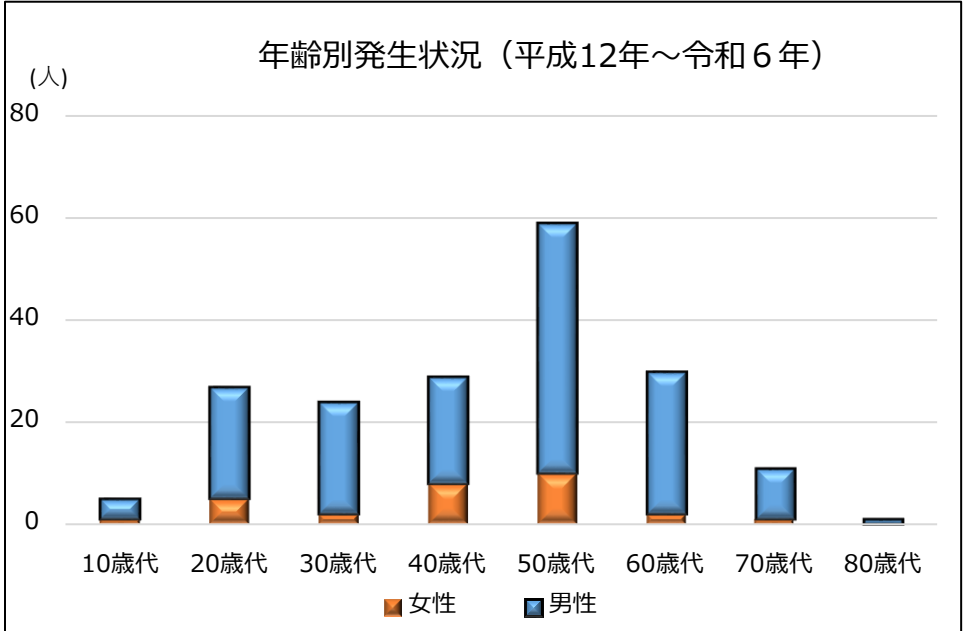
・ 気温が上昇する午後の時間帯での発生が多く、特に14時～16時台が目立つ状況にあります。職場巡視や休憩時間の確保、水分・塩分の摂取、体調確認等について、他の時間帯よりも留意する必要があります。



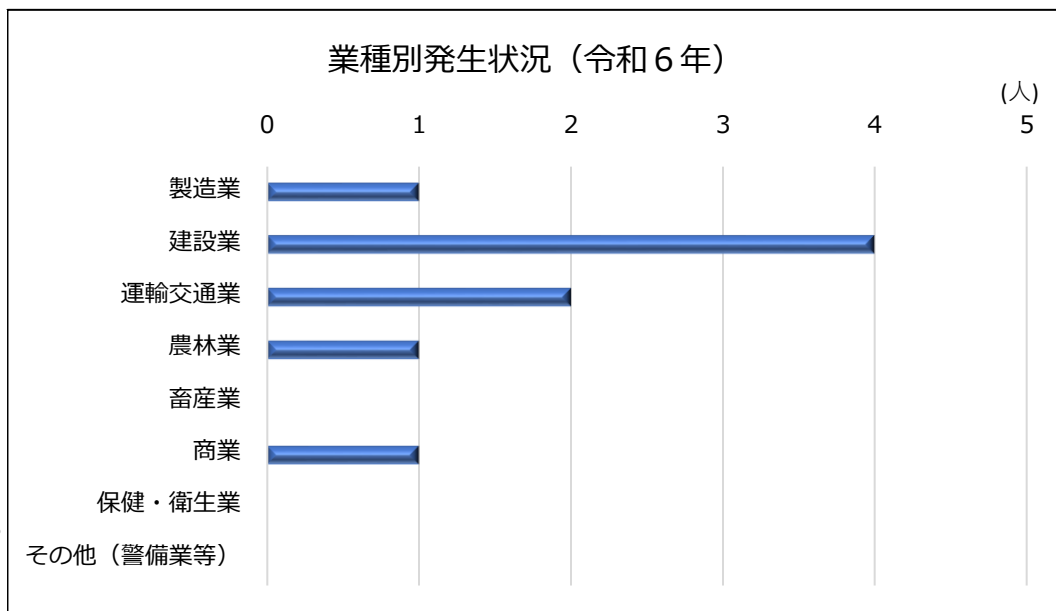
・ 月別の発生件数をみると、7月、8月で全体の約9割を占めています。7月の重点取組期間以降においても、実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を講じる等、気象状況に応じた対策を徹底する必要があります。



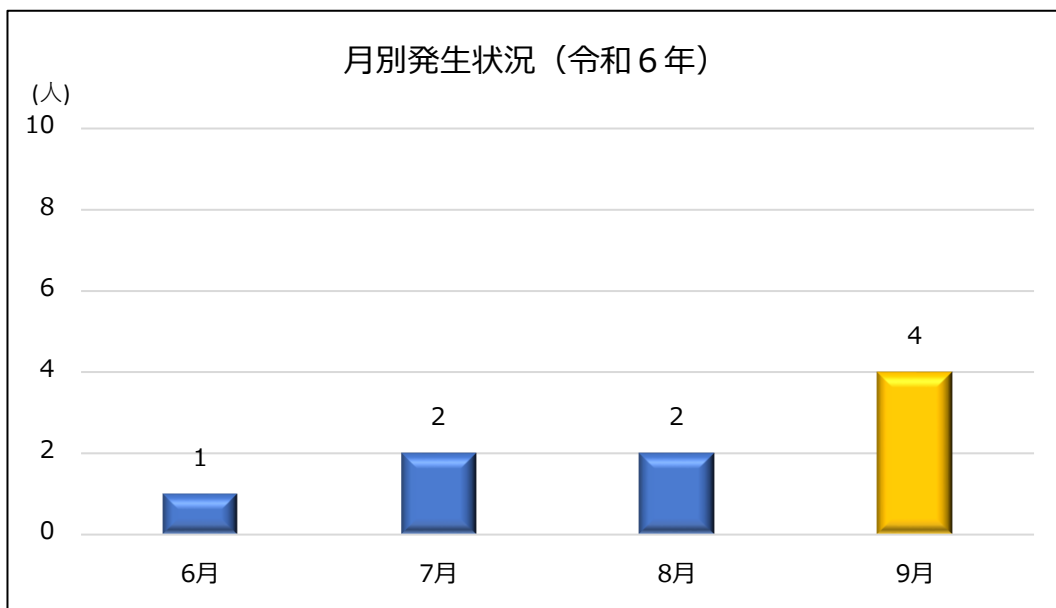
・ 高年齢労働者の発生が目立ちますが、若い年齢層においても相当数発生しています。年齢に関係なく、熱中症の発症と関連の高い糖尿病、高血圧等の疾患のある労働者は特に注意が必要です。



・令和6年は建設業における災害が多く、直射日光を遮るもののない屋外作業では特に注意が必要です。休憩時間の確保や簡易的に日陰を作る対策など、状況に応じた対策の実施が求められます。

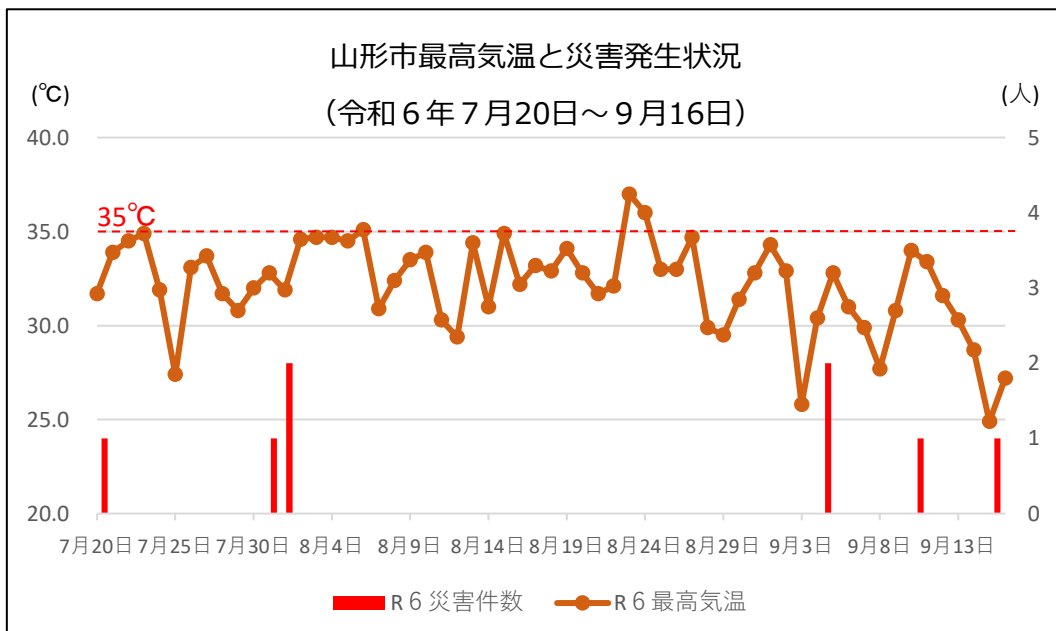


・月別の発生件数をみると、例年は7月、8月に集中して発生していたものが、令和6年は9月に最も多く災害が発生しました。



・7月～9月の災害発生状況に山形市の最高気温を重ねてみると、災害発生日の前日が涼しい場合に多く発生しています。

各種気象情報のほか、熱中症アラートの発令について確認し、適切な作業管理を行う必要があります。



令和6年 熱中症による災害事例(休業4日以上)

(出典:労働者死傷病報告(様式第23号))

No.	発生月	発生時間帯	業種	災害発生状況
1	6月	11時	運送業	冷房設備のない倉庫内で、商品の仕分け業務に従事していたところ、手のしびれ、頭痛等の症状が発現し、医療機関において熱中症と診断されたもの。
2	7月	12時	運送業	茨城県の荷主先において、気温約34度の屋外でトラックへの積み込み作業に従事していた労働者が、トラックの荷台上で倒れているところを発見されたもの。その後救急搬送されたものの熱中症により死亡した。
3	7月	14時	建設業	屋外施設の除草作業に従事していたところ、体調が悪くなり、嘔吐等の症状が発現し、医療機関に救急搬送され、熱中症と診断されたもの。
4	8月	17時	林業	国有林において刈払い機等を使用し雑草等の下刈り作業に1日従事し、帰宅したものの、その後体調不良となり医療機関を受診したところ熱中症と診断されたもの。
5	8月	17時	卸売業	屋外で商品の仕分け作業に従事していたところ、午後から足がつり、その症状が腕まで悪化したことから、冷房の効いた休憩室で休憩していたものの、症状が改善しないことから医療機関に救急搬送したところ、熱中症と診断されたもの。
6	9月	10時	建設業	建設工事現場で、測量作業と重機の運転業務に従事していたところ、午前10時頃に体調不良となり、次第に自立することもできない状態となったことから医療機関を受診したところ、熱中症、脱水症、急性腎不全と診断され入院治療となったもの。
7	9月	15時	建設業	建設工事現場で水路の設置作業を行っていたところ、体調不良となり、足がつる症状が発現したことから、冷房の効いた室内で休憩していたものの、症状が改善しないことから、医療機関を受診したところ、熱中症と診断されたもの。
8	9月	11時	建設業	建設工事現場で草刈り作業に従事していたところ、昼前になり体調不良を訴えたことから医療機関を受診したところ、熱中症と診断されたもの。
9	9月	14時	製造業	工場内において、高さ約1mの作業台上で機械の操作業務に従事していた。午前中から体調不良の症状があったものの、我慢して作業を続けていたところ、午後になり、意識を失い、作業台上から仰向けの状態で転落したものの。医療機関に搬送され、熱中症と診断されたもの。